

原爆症認定制度の抜本改正を求める

緊急 100 万人署名にご協力を

集団訴訟によって、原爆症認定制度を大きく変えるところまでできました。もう一步です。

5月19日には札幌地裁で、30日には大阪高裁、5月中には仙台高裁で、6月には大阪地裁で判決がだされることになっています。さらにこの時期に長崎地裁の判決も予想されます。原爆症認定集団訴訟は、最後とも言える大きな山場を迎えています。

昨年来、厚生労働省の認定制度見直しにむけて取り組んできた100万人署名は、今年3月に50万人を超える署名を厚生労働大臣に提出することができました。ご協力に心から感謝いたします。

広島・長崎への原爆投下から62年経過して、いまなお被爆者の多くは、さまざまな苦難と向き合い、原爆症をはじめとした病におかされ命を奪われ続けています。しかし、現在の被爆者援護対策は、被爆者が求めている「原爆被害への国家補償」とは大きくかけ離れています。原爆症の認定制度に限ってみても、約25万人の被爆者のうち2000人程度しか認定されず、このため、多くの被爆者が病気を抱えながら泣き寝入りを強いられてきました。

2003年に原爆症認定集団訴訟が始まってからも、6つの地方裁判所で勝訴を勝ち取ってきました。この間、次々に原告の被爆者が亡くなっています。2007年8月、安倍総理大臣（当時）は、広島で被爆者代表らと面談し、原爆症認定制度のあり方を見直すことを言明し、その旨厚生労働大臣に指示しました。これを受けて厚生労働省は検討を行ない、ようやく今年の4月から「原因確率」による原爆症認定を廃止し、「新しい審査の方針」による原爆症認定を行なうことを決定しています。

しかし、この「新しい審査の方針」では、被爆状況に被爆の実態に合わない線引きがあり、認定対象となる疾病にも厳しい制限があります。さらに、これでは裁判に勝訴している原告でも救済されません。

私たちは、がんに関する入市時間、被爆距離の制限をなくすこと、裁判で認められている肝臓機能障害と甲状腺機能低下症をくわえることなどを要求しています。

5月6月の相次ぐ判決を機に、実態に見合った認定基準に改めるために、さらに50万人の署名を集め、もう一度総理と厚生労働大臣の前に積み上げましょう。

後一息、短期間の勝負です。

引きつづき原爆症認定制度の抜本改正を求める、「緊急署名」を大至急集めてくださるよう、改めて広く国民の皆さんに呼びかけます。

この署名は、大きな山場を迎える5月中をしめ切りとします。「新しい審査の方針」決定後の署名です。すでに署名をされた方がふたたび署名していただいても結構です。

ぜひとも趣旨をご理解いただき署名にご協力をお願いいたします。

2008年4月

日本原水爆被害者団体協議会

原爆症認定集団訴訟全国原告団

原爆症認定集団訴訟弁護団全国連絡会

原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク

内閣総理大臣 福田 康夫 殿
厚生労働大臣 舛添 要一 殿

原爆症認定制度の抜本改定を求める署名

広島・長崎の原爆投下から62年。被爆者は「世界のどこにも被爆者をつくるな」、
「原爆被害にたいする国家補償を」と、声をあげ、命をけずって運動をつづけてきました。
この間にも、被爆者は原爆が原因としか考えようのないさまざまな病気に苦しめられてきました。
しかし、厚生労働省は長い間被爆者のうち1%にも満たないものしか原爆症と認めない行政をつづけてきました。
そのため被爆者は全国17の地方裁判所に、原爆症認定集団訴訟をおこしました。
これまでの6つすべての判決で厚生労働省の認定基準は誤りだとする原告勝訴の判決がだされています。

2007年8月、当時の安倍総理大臣は被爆者代表と会って、原爆症認定制度のあり方を見直すことを言明し、厚生労働大臣に指示しました。
これを受けて、厚生労働省は「新しい審査の方針」を決定し、今年4月からそれに基づいて認定作業をスタートさせました。

しかし、認定疾病が限られていること、被爆状況に線引きがされていることなど、原爆被害の実態に見合ったものにはなっていません。

大臣には、62年前の核兵器による被害に改めて目を向けていただき、原爆被害の真実を見てほしいと願い、以下のことを要請します。

- 一. 原爆症裁判の控訴を取り下げ、全ての原告を原爆症と認定すること
- 一. 被爆者ががん・白血病になった時は、全員原爆症と認定すること

氏名	住所

募金

日本原水爆被害者団体協議会 原爆症認定集団訴訟全国原告団

原爆症認定集団訴訟弁護団全国連絡会、原爆症認定集団訴訟を支援する全国ネットワーク

連絡先：東京都港区芝大門1-3-5 ゲイブルビル9階 日本被団協気付 TEL03-3438-1897

【取り扱い団体】